

久留米市卸売市場運営協議会（会議録要旨）

日時：令和元年11月5日(金)10:00から

場所：久留米市中央卸売市場 管理事務所会議室

1 開会

(1) 開設者あいさつ

事務局

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただ今より、卸売市場運営協議会を始めます。まず最初に、開設者を代表して中島副市長からご挨拶いたします。

中島副市長

挨拶

(2) 委嘱状の交付

事務局

つづきまして、委嘱状の交付に移ります。中島副市長が、委員の皆様のお席の方へ参りお渡しいたします。

任期は、令和元年8月9日から令和3年8月8日までとなっておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

(3) 委員紹介

事務局

それでは、委員の皆様のご紹介を事務局よりさせていただきます。

本日、お配りいたしました席次表より、会長席左手より、順にご紹介いたします。

なお、A委員、B委員、C委員、D委員、E委員、F委員については、欠席との連絡がっております。

事務局

次に、事務局の職員を紹介いたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

当協議会は、規則第7条第2項により「委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。」となっております。

本日は、委員総数23名のうち18名の方のご出席により、本会議が成立していることをご報告いたします。

(4)正副・会長の選任について

事務局

それでは、正・副会長の選任に入ります。正・副会長の選任ですが、事務局の方で進めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局

正・副会長の選任は、私から進めさせていただきます。
会長、副会長の選任については、規則第6条により会長1名、副会長1名の選任が必要となっています。選任は委員の互選により行うこととなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(事務局に一任します。)

事務局

『事務局に一任』とのお声がありましたが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局

異議なしとのことですので、事前の調整により、本日はご欠席でございますが、会長は引き続きA委員にお願いしたいと思います。
副会長は、本日出席の中から、G委員にお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(異議なし)

事務局

よろしければ、皆様の拍手をもって決定したいと思います。

(拍手承認)

事務局

それでは、副会長、正面の席へお願いいたします。

	(移動後)
事務局	それでは、副会長にご挨拶をお願いいたします。
副会長	挨拶
(5) 諮問	
事務局	ありがとうございました。 続きまして、中島副市長から副会長へ「卸売市場法改正に伴う条例改正の対応方針について」の諮問書をお渡しいただきます。
中島副市長	(諮問書を読み上げて手渡し)
事務局	ありがとうございました。 ここで、中島副市長は他の公務のため退席されます (中島副市長退席)
2 議題	
卸売市場法改正に伴う条例改正の対応方針について	
事務局	これからの議事進行は、運営協議会規則第6条第3項により副会長に お願いします。
副会長	はい。それでは、進めていきます。 先ほど、中島副市長から「卸売市場法改正に伴う条例改正の対応方針 について」の諮問がありました。 本日は、これを議題とします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	参考1に基づき説明
事務局	資料1、参考2に基づき説明
H委員	直荷引き・第三者販売については別途協議するとありますが、だれ

	がいつどういった形で行うのでしょうか。
事務局	市が中心となって、会議という形ではなく、個別に協議していきたいと思っています。
H委員	市の責任で諮っていくという理解でよろしいですか。
事務局	はい。
I委員	自社買付は自由ということでもいいんですよね。
事務局	報告の義務という形の規制は残ります。
副会長	はい。なにかありませんか。
J委員	卸売業者の第3者販売と仲卸業者の直荷引きは利害関係があるので、おそらく話がかからないと思います。そのため、市が主導権をもって進めていくんですよね。
事務局	市が責任をもってやっていきます。
K委員	取引規制を規則におとしたのは、これから変えやすいようにするためですか。
事務局	できるだけ速やかに変えることができるようにするためです。
L委員	微調整が行えるようにですね。意見が反する場合がありますので、調整できるようにでしょう。
事務局	L委員のおっしゃる通りです。
L委員	難しい話です。改正後のルールに不満があろうがなかろうが、規則に従わないといけない。不満があろうがなかろうが従わせるために、市はどうするつもりですか。
事務局	取引委員会をうまく活用したいと思っております。情報共有を取引

	<p>委員会の中で行っていきたいです。ルールが守られていなければ、改善指導、それでも守らないならば処分も行います。</p>
L 委員	<p>ここまできたら腹を決めてやらなければならないと思います。過去に処分があったのですか。処分も色々ありますが、どういう形になるのですか。どういう処分にするかまで話しておかなくていいのでしょうか。一番心配なのはルールを守らせることです。</p>
事務局	<p>市場の基本的な流通経路は参考 1 の通りです。市が行う取引検査、改善指導、処分につきましては、そのまま条例に残したいと考えております。取引ルールについては、条例の中で規則で定めることを根拠づけし、規則の中で色々ルールを作ります。報告を義務付けし、それを情報共有する。その中でおかしい点等があれば、取引委員会の中で協議していこうと思っております。決まった部分につきましては、市がしっかり検査をし、処分を行っていきます。過去の処分は、約 15 年前に事業者に対して業務停止を行ったことはあります。</p>
L 委員	<p>いきなり処分というのではなく、規則的に処分を行えるように見直しをしたらいいのでは。処罰をするために規則を作るのではないでしょう。できる限り話し合いをしてルールを作るのだから、きちんとルールを守りましょうというのをしたいです。</p>
事務局	<p>いきなり処分というのは考えておりません。しかし、最終的には処分ということになると思います。</p>
L 委員	<p>中身を見て、精査する必要があると思います。</p>
事務局	<p>しっかり精査させていただきます。</p>
M 委員	<p>卸売業者の許認可は国が、仲卸業者や売買参加者は開設者の許可を得ています。卸売業者として意見を言うために、取引委員会では会長ではなく委員にしてもらえないですか。</p>
L 委員	<p>今、M 委員が、取引委員会の中で久留米市が会長になれるかどうか</p>

尋ねてありましたが、今ここで市は回答できるのですか。

M委員

現行のルールではできないです。

事務局

取引委員会の根拠は条例の中に、詳細は規則の中にあります。今後の取引委員会は変わります。そういった中で開設者は当然入るべきだと私は考えております。M委員から会長は市の方にとのことでしたが、互選になるかと思っておりますので、すぐこの場で開設者が会長になるとはお答えできません。これから市場運営を行っていく中で、取引委員会は重要な役割を担っていきます。そういった中で、今現在の市の立場はアドバイザーであります。改正後の取引委員会の中には市も入っていくというふうに考えております。

M委員

取引委員会は利害関係者が集まる会議であり、これから重大な役割を担っていくと思っております。

I委員

今までは市は取引委員会のアドバイザーでしたが、条例改正後は委員として入るかどうかがM委員は聞いているのだと思っております。

事務局

現在は、市が承認する際の判断材料として取引委員会に聞いたうえで、市が判断するという形になっております。新たな見直しにつきましては、根拠は条例に置きますが、詳細は規則の中で決めていくというふうに考えております。取引委員会で決まったことが、市場の意思決定となっていきます。詳細については協議の中で決めていきます。

副会長

他にご質問・ご意見はございませんか。なければ、本日はこれまでとします。

次回の会議で改めてご意見を伺い、答申の内容を含めて審議したいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

3 報告事項

平成30年度の市場取扱高について

副会長

それでは、議題の審議はこれまでとします。
続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(平成30年度の市場取扱高について 報告)

副会長

報告が終わりました。
委員の皆様から、ご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

(質問なし)

副会長

それではこれで、報告事項を終わります。
次回の開催について事務局から提案をお願いします。

事務局

次回の開催は11月21日(木)14時30分からを想定しております。
よろしくをお願いいたします。

副会長

皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

副会長

事務局は皆さんに開催案内を送付してください。
その他、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。
ご質問など、ございませんか。

(質問なし)

副会長

それでは、本日の運営協議会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。